

東京都庁等販路開拓支援事業 出展事業者募集要項

1. 事業目的

県下商工会地区全域の商品を集めた物産展を東京都庁と隣接した施設で同時開催し、県内の中小企業・小規模事業者が有する特色ある商品を県外に向けて情報発信し、広域的な販路開拓を支援することで持続的な市場拡大および地域産品の認知度向上に資することを目的とする。

2. 開催概要

- ・開催日時：令和8年12月2日（水）～12月4日（金）
【東京都庁会場】11：00～18：30 ※12月4日（金）は17：00まで
【新宿NSビル会場】11：00～19：00
- ・開催場所：東京都庁本庁舎1階 全国観光PRコーナー ／ 新宿NSビル1階 アトリウム
- ・搬入、設営：【東京都庁会場】令和8年12月1日（火） 16：00～18：30
【新宿NSビル会場】令和8年12月1日（火） 13：00～19：00
- ・当日準備：【東京都庁会場】令和8年12月2日（水） 8：45～9：30
【新宿NSビル会場】令和8年12月2日（水） 8：00～10：30
- ・搬出、撤去：【東京都庁会場】令和8年12月4日（金） 17：00～18：45
【新宿NSビル会場】令和8年12月4日（金） 19：00～20：00

3. 募集数および選定基準

- ・募集数：30事業者
- ・選定優先基準：応募多数の場合、以下の基準に基づき香川県商工会連合会（以下県連）にて選定を行う。
 - ①地域色・訴求力：地域の資源を活かし、県産品としての魅力がある商品であること。
 - ②販路開拓意欲：当物産展で、商品のパンフレット等を活用し対面PRを行いながら販売するなど、首都圏での販路開拓を行う意欲があること。
 - ③多様性の確保：商品ジャンルの重複を避け、イベント全体の魅力を高められること。
 - ④売上見込：開催期間中に一定以上の売上を目指せる商品構成であること。

4. 出展資格・条件

香川県内の商工会地域に主たる事業所を有し、地域の商工会と緊密に連携して首都圏でのビジネス展開を図る意欲のある事業者で、以下の条件に該当する方。

- ①物産展に自社人員（または委託人員）が常駐し、接客・販売・金銭管理を行うことが可能であること。
- ②販売商品は自社で製造・販売を行う商品で、「常温保存可能」（25℃以下で一定期間品質保持が可能）であること。

※会場内は暖房等により高温になる可能性があるため、品質管理を徹底すること。

③関係法令（食品衛生法、食品表示法等）を遵守していること。

④商工会の伴走支援を受け、アンケートやヒアリング等による成果報告の作成・提出にご協力いただけること。

5. 出展者の費用負担

県連が負担する費用：

- ・会場借上費、ブース設営費（基本設備：1ブース 長机 W1800×D600×H730 を1台設置）。
- ・共同配送費（往復サポート）：指定拠点から東京会場までの往路、およびイベント終了後の復路（売れ残り商品等）のコンテナ配送費。
- ・共通プロモーション・広報経費（特設HP、チラシ、プレスリリース等）。

出展事業者が負担する費用：

- ・派遣人員の旅費（交通費・宿泊費等）
 - ・基本設備（長机1台）以外の備品（キャッシュレス端末、ブース装飾品、什器等）
- ※会場内の電源には限りがございますので、複数の事業者で譲り合ってご利用いただく運用となります。あらかじめご了承くださいませようをお願いいたします。

6. 商品搬入・物流ルール

- ・事前集約：出展商品は、定められた日時までに県連指定の配送拠点へ事業者自身で搬入すること。（※配送量の上限あり。後日、詳細を周知する）
- ・一括配送：県連が手配するコンテナにより、まとめて一括で東京の会場へ配送する。
- ・追加補充：会期中の商品追加補充は、配送手配・費用ともに事業者個別の負担・責任において行うこと。

7. 販売・会計システム（個別管理制）

- ・決済・金銭管理：
 - ①出展事業者が直接来場者と接客・会計を行い、売上金の管理を自社の責任で行うこと。
 - ②首都圏の購買特性に対応するため、キャッシュレス決済の導入を推奨する。
- ・販売管理：各事業者で正確な日々の売上集計や在庫の管理を行うこと。

8. 禁止事項および衛生管理

- ・商品の販売については事業者の責任で行うこと。事務局は一切の責任を負わない。
- ・事業者は商品に対し物産展開催期間中を通じて必要な保険を付し、その他保護のための適切な措置を講じること。
- ・出展申込書に記載された商品以外の販売は認めない。万一これに違反し、会場内で販売された場合は撤去とする。
- ・試飲・試食の制限
 - ①現場での調理加工（加熱、その場でのカット等）は一切禁止とする。
 - ②個包装商品の配布や加工済みの提供であっても、必ず事業者の人員が立ち会い、衛生管理を徹底すること。

- ・火気厳禁：カセットコンロ等の火気、危険物の持ち込みは消防法に基づき一切禁止とする。

9. 今後のスケジュール

- ・7月31日～8月28日：出展事業者 募集期間
- ・9月上旬：事業者決定、商品調整開始
- ・10月中旬：出展事業者説明会（オンライン含む）
- ・12月2日～4日：物産展 本番

10. 小間割り

出展申込みに対する場所の割り当ては、出展内容等を勘案し後日発表する。

11. 会場管理

出品物や金銭の盗難・紛失・損傷に対し、事務局は一切の責任を負わない。各事業者で必要な保険を付すなどの処置を講じること。

12. 出展申込について

別添「出展申込書」により、下記まで申し込むこと。

【提出先】

琴平町商工会 [担当：住谷]
〒766-0004 香川県仲多度郡琴平町榎井 869-5
TEL：0877-73-5525 FAX：0877-73-5527
E-mail:kotohira@shokokai-kagawa.or.jp

【提出物】

- ・出展申込書
- ・企業情報シート
- ・商品画像データ（商品が複数ある場合、全ての商品画像を添付すること）
※画像形式 JPEG、PNG ファイルサイズ 5MB 以内
- ・企業ロゴ画像（ロゴを作成している場合は添付すること）

【提出期限】

令和8年8月21日（金）

13. 主催

香川県商工会連合会
〒760-0066 香川県高松市福岡町2丁目2-2-301
TEL：087-851-3182 FAX：087-822-4957